

「奈良県観光リコメンドサービス構築事業」業務委託
公募型プロポーザル質問票に対する回答⑤

《ご質問項目》

(業務委託仕様書) 6 (3) データベースの整理及び民間サービスとの連携検討に
関して

《ご質問内容》

県や県の関係先が保有するデータベースである、あおによし なら旅ネット ・歩
く・なら・奈良県産食材データベース (仮称) の掲載施設をデータベースとして取り組
む場合、施設への掲載許諾確認は受託事業者が行う必要があるのか

《回答》

基本的に県が許諾確認を行います。協議の上、確認作業の一部を受託事業者が行う
ことも想定されます。